

新旧対照表（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金に係る補助金の減額に関する事務処理要綱）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金に係る補助金の減額に関する事務処理要綱</p> <p>平成19年11月16日付19福保総企第493号                      平成21年3月31日付20福保総企第1020号                      平成23年5月16日付22福保総企第1102号                      平成27年3月31日付26福保総企第860号                      平成29年3月31日付28福保総企画第573号  <u>令和2年10月29日付2福保総企画第693号</u></p> <p>1から4まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則（令和2年10月29日付2福保総企画第693号）</u></p> <p><u>第1 この要綱は、決定の日から施行する。</u></p> <p><u>第2 別表の規定にかかわらず、令和2年度については、事業実施要綱別表1に定める福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表又は利用者に対する調査の実施及び結果の公表を行わない場合であっても、補助金の減額を行わない。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金に係る補助金の減額に関する事務処理要綱</p> <p>平成19年11月16日付19福保総企第493号                      平成21年3月31日付20福保総企第1020号                      平成23年5月16日付22福保総企第1102号                      平成27年3月31日付26福保総企第860号                      平成29年3月31日付28福保総企画第573号</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>別表（略）</p>